

令和8年3月
あわらし市営住宅
入居者募集要項

- 受付期間 令和8年3月16日(月)～3月31日(火)
午前8時30分 ～ 午後5時15分 ※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
- 入居予定日 令和8年5月1日(金)

《募集住宅について》

団地名・部屋番号	構造	規格	月額家賃
馬場第二団地1棟 302号室	中層耐火構造	2LDK	13,100円 ～ 25,800円

1 入居資格

● 現在、住むところに困っている方

- ・入居申込者または同居親族の持ち家(共有名義を含む)がないこと。
公的な住宅(県営住宅・市町村営住宅など)にお住まいの方は、申込みできません。

● あわら市または居住地の税金等を滞納していない方

- ・納税の状況は、申込世帯全員について、現年度分及び過年度分のすべてを対象とし、抽選日の前日付で確認します。なお、滞納分を計画納付等にて納入されている場合も、滞納扱いとします。

● 同居親族がいる方

- ・親族以外の方との入居はできません。ただし、婚姻予定者及び事実上の婚姻関係にある方を含みます。
なお、婚姻予定の場合は、入居申込から3ヶ月以内に結婚する方に限ります。

※ 単身で申込される方は下記の「●単身で申込できる方」をご覧ください。

● 世帯全員の収入が基準内である方

- ・収入月額として算出した金額が158,000円以下の方

- ・下記の場合は、収入月額として算出した金額が214,000円以下となります。

① 申込者が60歳以上で、かつ、同居者のいずれもが60歳以上もしくは18歳未満の世帯。

② 障害者等のいる世帯で、国で定める基準に該当する世帯。

ア 身体障害者手帳の1～4級所持者を含む世帯。

イ 精神障害者保険福祉手帳1、2級所持者を含む世帯。

ウ 療育手帳A所持者を含む世帯。

エ 戦傷病者手帳の交付を受け、国土交通省令で定める障害のある方を含む世帯。

オ 原子爆弾被害者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定より厚生労働大臣の認定を受けている方を含む世帯。

カ 海外からの引揚者(厚生労働大臣が証明した方)で日本に引き揚げた日から5年未満の方を含む世帯。

キ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金支払いに関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等を含む世帯。

③ 小学校就学前の子どものいる世帯。

④ 同居者に18歳未満の方が3人以上ある世帯。

※ 「収入月額」とは、入居予定の世帯全員の所得の合計から、所定の金額を控除した額を、12ヶ月で割った額となります。収入月額算定方法は3ページで確認ください。

● 連帯保証人を2名確保できる方 (条件等、詳しくは5ページで確認ください。)

- ・入居者にかかる債務保証のできる方。

公営住宅にお住まいの方、生活保護を受給している方は認められません。

● 単身で申込できる方

① 60歳以上である方

② 身体障害者として認定を受けている方(障害者手帳1～4級)

③ 精神障害者として認定を受けている方(障害者手帳1～3級)

④ 知的障害者として認定を受けている方

⑤ 戦傷病者手帳の交付を受けている方

⑥ 原子爆弾被害者として認定を受けている方

⑦ 海外からの引揚者で日本に引揚げた日から5年未満の方

⑧ ハンセン病療養所の入所者である方

⑨ 配偶者からの暴力被害者で、婦人相談所で保護を受けているか、保護を受けた後5年を経過していない、または、裁判所から保護命令を出されてから5年を経過していない方

※ 単身入居は、1人でも自立して団地生活を送れることが条件です。例えば、常時介護や生活支援を必要とする方、精神的病状により周囲に危害を及ぼす恐れのある方は、入居できない場合があります。

収入月額算定方法

「収入月額」とは、入居予定の世帯全員の所得の合計から、所定の金額を控除した額を、12ヶ月で割った額となります。

$$\text{収入月額} = (\text{A 世帯の所得の合計} - \text{B 各控除額の合計}) \div 12\text{ヶ月}$$

《 A 世帯の所得の合計 》

入居する方全員			所得合計
	続柄	氏名	
1	本人		円
2	家族		円
3	〃		円
4	〃		円
5	〃		円
6	〃		円
合計(1+2+3+4+5+6)			A 円

《 B 各控除額の合計 》

	控除種類	控除対象者	控除金額
1	給与所得控除・公的年金等控除	給与所得または公的年金等に係る雑所得がある方	10万円 (所得金額が10万円未満の場合はその金額) 万円
2	同居親族	同居する親族(申込者本人を除く)	38万円 × 人 = 万円
3	同居しない親族	同居しないが税法上で扶養親族となっている親族	38万円 × 人 = 万円
4	老人扶養親族	扶養親族(配偶者を除く)のうち70歳以上の方	10万円 × 人 = 万円
5	老人控除対象配偶者控除	控除対象配偶者のうち70歳以上の方	10万円 × 人 = 万円
6	特定扶養親族	扶養親族のうち16歳以上23歳未満の方	25万円 × 人 = 万円
7	障害者控除	①身体障害者手帳3～6級を持っている方 ②療育手帳B級を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳2、3級を持っている方	27万円 × 人 = 万円
8	障害者特別控除	①身体障害者手帳1、2級を持っている方 ②療育手帳A級を持っている方 ③精神障害者保健福祉手帳1級を持っている方	40万円 × 人 = 万円
9	寡婦控除 ※9.ひとり親に該当する方は対象になりません。	次のいずれかに該当する方で、年間所得が500万円以下の方 ①夫と死別後、婚姻していない方、又は夫の生死が不明な方で、扶養親族がいる方 ②夫と死別・離婚等後、婚姻しておらず、扶養親族がいる方	27万円 (所得金額が27万円未満の場合はその金額) 万円
10	ひとり親控除	現在婚姻していない、又は配偶者の生死の明らかでない方で次の要件すべてに該当する方 ①生計を一にする子がいる方 ②合計所得金額が500万円以下である方 ③事実上婚姻関係にある者がいない方	35万円 (所得金額が35万円未満の場合はその金額) 万円
合計(1+2+3+4+5+6+7+8+9+10)			B 万円

2 提出書類

市営住宅入居申込書に所定の事項を記載し、下記の書類を添付の上、受付期間内に提出してください。
※入居申込書は原則として、本人または家族の方が持参してください。また、日中連絡の取れる電話番号を必ず記入ください。

● 申込書に添付する書類

① 住民票謄本

※ 入居を希望する家族全員の住民票謄本(本籍地記載)を提出してください。
なお、申込前3ヶ月以内に発行されたものを提出してください。

② 令和7年度(令和6年分)の所得証明書

※ 乳幼児・修学中の方を除く、入居者全員について提出ください。
※ 住民税が非課税の方も所得証明書は発行されます。

③ 入居される方全員分及び連帯保証人2名分の完納証明書(全税目)

● 状況により必要な書類(入居申込者の中で下記に該当する方がいる場合)

① 婚姻予約証明書

※ 婚約者と入居を申込まれる方

② 戸籍謄本

※ 母子・父子家庭の方

③ 生活保護受給証明書

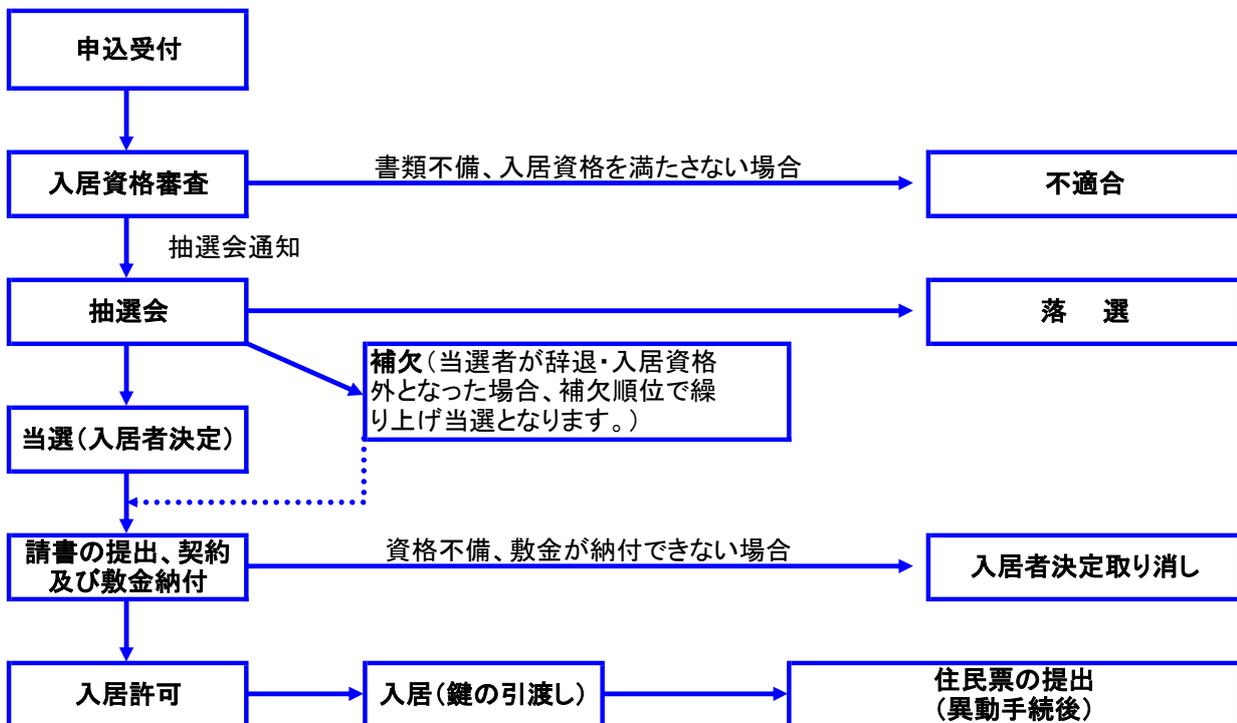
※ 生活保護を受けている方

④ 身体障害者等の手帳(写)

※ 身体障害者等の方

※ 申込書その他提出書類に虚偽の記載がある場合は、入居申込および入居決定はすべて無効となりますので、ご注意ください。

市営住宅申込から入居まで



入居者決定から入居許可まで

● 敷金について

市営住宅に入居するには、入居予定者となった段階で敷金を納入していただきます。
なお、敷金は家賃額の3ヶ月分です。

● 請書の提出について

入居決定後、請書と添付書類として連帯保証人2名分の所得証明書、入居者及び連帯保証人2名分の印鑑登録証明書を提出していただきます。

● 連帯保証人について

市営住宅に入居するには、連帯保証人が2名確保できる方が条件です。詳細は下記のとおりです。

① 2名とも県内居住の方であること。

※ 公営住宅に居住していない方で、2名とも同じ市内居住は可であるが、生計を一にしていないこと。

② 完納証明書・所得証明書・印鑑登録証明書を交付してもらえる方であること。

③ 入居予定者と同等以上の所得を有する方で、入居者に係る債務を保証する能力を有する方であること。

※ 税金等に滞納がある方は、保証能力がないと判断します。

～ 重要 ～

「連帯保証人」とは、「一定の債務が履行されない場合に、その債務を主たる債権者に代わって履行する義務を負う」ということです。

あわら市営住宅における連帯保証人の方には、入居者に係る債務(家賃、修繕費用等)の保証をしていただく場合があるほか、入居者への納入指導の協力をいただいたり、緊急時の連絡先となっていただく場合があります。

● 住所について

市営住宅に入居する際は、入居日付けで申込書に記載した入居予定者全員が市営住宅に住所を移していただきます。

● 市営住宅の駐車場について

市営住宅の駐車場を利用できるのは、1世帯1台です。
2台目以降は、周辺の駐車場を借りて駐車してください。

● 入居者の費用負担について下記に挙げる費用は、入居者の負担になります。

- ① 電気・ガス・水道及び下水道の使用料(手続きは入居者が行ってください。)
- ② 共同施設及び地区施設の使用に要する費用
- ③ 畳の表替え、障子、ふすまの張替え、ガラスのはめ替え、建具の修理等軽微な修繕に要する費用
- ④ 給排水栓等、付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用
- ⑤ その他、状況により市長が定める費用

● 市営住宅使用料の納入方法について

毎月の市営住宅使用料は、あわら市指定金融機関にて口座振替にて納めていただきます。

※ あわら市指定金融機関

福井銀行
北陸銀行
北國銀行
福邦銀行
福井信用金庫
北陸労働金庫
福井県農業協同組合
ゆうちょ銀行